

スペシャルトピック①

全国加重平均は昨年度を27円上回る901円 東京、神奈川で全国初の1,000円超え ——地域別最低賃金の改定額

厚生労働省の中央最低賃金審議会（会長＝藤村博之・法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）は7月31日、令和元（2019）年度の地域別最低賃金の改定目安を答申した。目安が示した引上げ額の全国加重平均は昨年度を1円上回る27円で、昭和53（1978）年度に目安制度が始まって以来の最高額。2桁の上げ幅は8年連続で、引上げ率に換算すると同0.02%高い3.09%となった（表1）。

その後、同答申等を参考に各地方の最低賃金審議会が調査・審議が行われ、8月9日には全ての都道府県で、地域別最低賃金の改定額答申が出揃った（表2）。それによると、東北、九州等を中心に全国19県で、中央最低賃金審議会が示した改定目安を超える引上げ額を答申。改定額の全国加重平均は昨年度を27円上回る901円となり、初めて900円台に乗り上げた。最高額（1,013円）と最低額（790円）の金額差も、昨年度より1円少ない223円と16年ぶりに改善した。

本年の目安で800円以下の地域をなくし、Aランクを1,000円超へ／労働者側

7月30日にとりまとめられた「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」によれば、労働者側委員は「地域別最低賃金額の最高額985円で年間2,000時間働いても、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円に届かず、『健康で文化的な最低限度の生活を営む』に足る水準としては充分とはいえない」などと指摘。

また、「ここ数年、過去最高額となる目安を示してきたが、消費マインドを喚起し、『国民経済の健全な発展に寄与』する水準までには至っていない」などと強調した。

そのうえで、「本年示す目安によって800円以下の地域別最低賃金をなくすとともに、Aランクは1,000円を超えていくべきである」とし、さらに、「深刻さを増す人手不足を背景に、各都道府県の地域別最低賃金の水準差が、働

き手流出の一因にもなっており、とりわけDランクを引き上げるべきである」との主張を展開した。

また、地域間格差については、「最高額に対する最低額の比率の改善のみならず、金額差を縮めるべきであり、あわせてランク間差も是正すべき」などと主張。

消費税増税への対応については、これまでと異なり「最低賃金の改定と同時期に引き上げられることも踏まえ」つつ、「最低賃金のセーフティネットとしての機能を後退させてはならず、消費税増税の影響を本年の目安にどのように勘案すべきか公労使三者で議論するべきである」などと強調した。

第4表を重視し、明確な根拠に基づいた目安を提示すべき／使用者側

一方、使用者側委員は、中小企業を取り巻く経営環境について「先行きに対する不安は根強く、中小企業の労働分配率は70%台で推移し、限られた

表1 地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

（単位：円、%）

最低賃金額	年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
時間額		713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901
対前年度引上げ額		10	17	7	12（※）	（15）	16	18	25（※）	25	26	27
（前年比、%）		（1.42）	（2.38）	（0.96）	（1.63）	（2.00）	（2.09）	（2.31）	（3.13）	（3.04）	（3.07）	（3.09）

（注）1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 （ ）内は引上げ率（%）を示す。

3 （※）は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分（2012年度は+2円、2016年度は+1円）が含まれる。

（資料出所）厚生労働省 7月31日報道発表資料（令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について）参考資料3を基に編集部作成

表2 令和元年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額[円] (※1)		引上げ額[円]	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	26	861	(835)	26	2019年 10月3日
青森	D	26	790	(762)	28	2019年 10月4日
岩手	D	26	790	(762)	28	2019年 10月4日
宮城	C	26	824	(798)	26	2019年 10月1日
秋田	D	26	790	(762)	28	2019年 10月3日
山形	D	26	790	(763)	27	2019年 10月1日
福島	D	26	798	(772)	26	2019年 10月1日
茨城	B	27	849	(822)	27	2019年 10月1日
栃木	B	27	853	(826)	27	2019年 10月1日
群馬	C	26	835	(809)	26	2019年 10月6日
埼玉	A	28	926	(898)	28	2019年 10月1日
千葉	A	28	923	(895)	28	2019年 10月1日
東京	A	28	1,013	(985)	28	2019年 10月1日
神奈川	A	28	1,011	(983)	28	2019年 10月1日
新潟	C	26	830	(803)	27	2019年 10月6日
富山	B	27	848	(821)	27	2019年 10月1日
石川	C	26	832	(806)	26	2019年 10月2日
福井	C	26	829	(803)	26	2019年 10月3日
山梨	B	27	837	(810)	27	2019年 10月1日
長野	B	27	848	(821)	27	2019年 10月4日
岐阜	C	26	851	(825)	26	2019年 10月1日
静岡	B	27	885	(858)	27	2019年 10月4日
愛知	A	28	926	(898)	28	2019年 10月1日
三重	B	27	873	(846)	27	2019年 10月1日
滋賀	B	27	866	(839)	27	2019年 10月3日
京都	B	27	909	(882)	27	2019年 10月1日
大阪	A	28	964	(936)	28	2019年 10月1日
兵庫	B	27	899	(871)	28	2019年 10月1日
奈良	C	26	837	(811)	26	2019年 10月5日
和歌山	C	26	830	(803)	27	2019年 10月1日
鳥取	D	26	790	(762)	28	2019年 10月5日
島根	D	26	790	(764)	26	2019年 10月1日
岡山	C	26	833	(807)	26	2019年 10月2日
広島	B	27	871	(844)	27	2019年 10月1日
山口	C	26	829	(802)	27	2019年 10月5日
徳島	C	26	793	(766)	27	2019年 10月1日
香川	C	26	818	(792)	26	2019年 10月1日
愛媛	D	26	790	(764)	26	2019年 10月1日
高知	D	26	790	(762)	28	2019年 10月5日
福岡	C	26	841	(814)	27	2019年 10月1日
佐賀	D	26	790	(762)	28	2019年 10月4日
長崎	D	26	790	(762)	28	2019年 10月3日
熊本	D	26	790	(762)	28	2019年 10月1日
大分	D	26	790	(762)	28	2019年 10月1日
宮崎	D	26	790	(762)	28	2019年 10月4日
鹿児島	D	26	790	(761)	29	2019年 10月3日
沖縄	D	26	790	(762)	28	2019年 10月3日
全国加重平均			901	(874)	27	—

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日の日付は異議申出がなかった場合の日付

(資料出所)厚生労働省 8月9日報道発表資料(すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました)別紙より

利益の中から極めて高い割合で賃金原資を捻出しており、支払い余力は非常に乏しい状況にある」などと指摘。また、「従業員30人未満の企業における全国平均の影響率は、2012年度の4.9%から、2018年度は13.8%と6年間で急激に上昇しており、地域別では、神奈川が25%を超え、青森や鹿児島、大阪でも20%前後に達している」とし、「多くの地域で地域別最低賃金近傍に多くの労働者が張り付いており、最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が極めて大きいことは明確である」と強調した。

さらに、『経済財政運営と改革の基本方針2019』等では、最低賃金について『より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す』とあり、『より早期に』との表現に、全国の中小企業から、これまで以上の引上げを求められるのではないかと懸念や不安が噴出している」などと強い懸念を表明。

そのうえで、「近年の最低賃金は、いわゆる『時々の事情』によって、景気や経営の実態から乖離した、大幅な引上げが行われ続けてきた」とし、「これ以上、合理的な根拠を明確に示すことができない最低賃金の大幅な引上げが続けば、中小企業の事業の継続、ひいては企業の存続自体がおびやかされ、雇用や地域経済に重大な影響が及ぶことが懸念される」などと主張した。

また、最低賃金の決定に当たっては、「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視した審議をすべきであり、明確な根拠に基づいた目安を提示すべきである」などと求めた。

『経済財政運営と改革の基本方針2019』等に配慮した調査審議が求められたことに特段の配慮／公益側

このように、労使の意見の隔たりが、「目安に関する小委員会」の4回の開催を経てもなお大きかったことから、令和元（2019）年度における地域別最低賃金額の改定目安は、公益委員見解の形で示された。

それによると、Aランク（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県）の引上げ額については、（昨年度を1円上回る）28円。また、Bランク（茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島の11府県）は（同1円上回る）27円、Cランク（北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡の14道県）は（同1円上回る）26円、Dランク（青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の16県）は（同3円上回る）26円とする、改定目安を提示した。

とりまとめに至った理由について、公益委員見解では「平成29（2017）年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう、整備充実や取捨選択を行った資料を基にする」とともに、「『経済財政運営と改革の基本方針2019』及び『成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画』に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた」と説明（注1）。

そのうえで、具体的には「①賃金改定状況調査結果第4表のうち、特にD

ランクの賃金上昇率が、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14（2002）年以降最大であることや、②春季賃上げ妥結状況が昨年度に引き続き2%を超える高い水準であること、③消費者物価の上昇傾向が続いており、今後も引き続き上昇することが見込まれていること、④名目GDP成長率は年率3%に及ばず、また、影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で1倍を超え、就業者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少が見られるなど、最低賃金引上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないこと、⑤地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があることに加え、⑥最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行った」経緯を明記した（注2）。

生産性の向上支援や取引条件の改善等に思い切った支援策を

なお、答申では「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する」とともに、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確

保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望することにも言及した。

全ての都道府県で改定額を答申

こうした答申を参考にしつつ、各地方の最低賃金審議会（都道府県労働局に設置）で、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議が行われ、8月9日までに全ての都道府県で、地域別最低賃金の改定額答申が出揃った。中央最低賃金審議会の目安答申から、全ての地方最低賃金審議会が改定額答申がなされるまでに9日間というのは、少なくとも2009年度以降で最短になる。

それによると、答申された改定額の最高は東京で、28円増の1,013円。これに神奈川（28円増の1,011円）が続き、ともに全国初の千円台に乗り上げた。また、大阪（本年度は28円増の

964円）に次いで、埼玉や愛知（ともに28円増の926円）、千葉（28円増の923円）、京都（27円増の909円）の計5府県でも、初めて900円台に乗せた。

一方、最低額は790円で15県が並んだ。ただし、そのうち13県は中央最低賃金審議会の改定目安を上回る引上げ額を答申。なかでも公益委員見解の改定目安を3円上回る引上げは6年ぶり、鹿児島が29円増を示した。結果として、最高額に対する最低額の比率も昨年度より0.7%上昇の78.0%と、5年連続で改善した。

10月上旬までに順次発効の見通し

答申された改定額は、都道府県労働局での異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日（東京や大阪など26都府県）から6日までの間に順次、発効される

見通しとなっている。

[注]

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」では、最低賃金について「この3年、年率3%程度を目標として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する」などと記載している。
- 2 「令和元年賃金改定状況調査」結果の第4表によると、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率は、男女及び産業計で1.3%（昨年は1.4%）。ランク別に見ると、Aランクで1.3%（同1.4%）、Bランクで0.8%（同1.7%）、Cランクで1.1%（同1.2%）、Dランクで1.9%（同1.3%）となっている。

（調査部）

JILPT BOOKS

好評発売中！

濱口桂一郎 著

日本の労働法政策

働き方改革関連法案成立までの日本の労働政策の成立過程を余すところなく考察した体系書の決定版！！

労働政策関係者の座右の書

日本の労働政策の歴史、基本思想、決定プロセス、体系、個々の制度内容、実施機構、等を余すところなく考察した労働政策の体系書。働き方改革関連法の深い理解のためにも必読。

——— 東京大学名誉教授 菅野和夫
(本書帯より)

2018年10月30日刊行 / A5判 / 1,074頁 / ISBN978-4-538-41164-4



日本の労働法政策

濱口桂一郎

3,889円+税

◆お求めは書店（インターネット書店）、または当機構までお申込みください。

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (JILPT) 成果普及課 〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

TEL: 03-5903-6263 FAX: 03-5903-6115 当機構へのお申込みは Web または FAX で承ります。 <https://www.jil.go.jp>

